

学校保健に関すること

1. 学校感染症による出席停止について

児童生徒が学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法第 19 条により、医師が感染の恐れがないと認めるまで登校できません。学校感染症と診断されましたら速やかに担任にご連絡ください。

登校する際は、医師に **治癒証明書** を記載していただき、担任に提出してください。季節性インフルエンザおよび新型コロナウイルスに限り、**出席停止解除願い** を保護者が記入し、担任に提出してください。その提出をもって登校可能と認めます。提出がない場合は早退となることがありますのでご承知おきください。

治癒証明書および出席停止解除願いは、本校ホームページの「在校生・保護者の方へ→書類ダウンロード」から印刷が可能です。

【学校感染症一覧】

令和 7 年 4 月 1 日改訂

分類	感 染 症 名	出 席 停 止 期 間
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、パスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ(H5N1)(H7N9)	治癒するまで
	季節性インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症後(発症日を 0 日とする) 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで
第 2 種	新型コロナウイルス感染症	発症後(発症日を 0 日とする) 5 日を経過し、かつ、症状軽快後 1 日を経過するまで。無症状の場合は、検査キットによる検体採取日を 0 日目とする。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	症状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O157, O111, O26 等）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎（アポロ病）	症状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	感染性胃腸炎（ノロ・ロタウイルス）、溶連菌感染症、手足口病、急性肝炎、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、帯状疱疹、伝染性紅斑（りんご病）	

※ 出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例：アタマジラミ、伝染性軟属腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）

※ その他、医師の診断により出席停止となる場合があります。